

第 1 1 回 上 島 合 併 協 議 会

会 議 資 料

日 時：平成 1 6 年 2 月 1 2 日（木）午後 1 時 2 0 分から
場 所：岩城村生活文化センター 1 階大集会場

第 1 1 回上島合併協議会会次第

1 . 開 会

2 . 議 題

(1) 協議会会議録署名人の選任について

(2) 報告事項

- ・ 事務局報告
- ・ 幹事会報告

(3) 議決事項

- ・ 議案第 1 1 号 平成 1 5 年度上島合併協議会補正予算 (第 2 号) について

(4) 協議事項

- ・ 協議項目第 2 2 号 合併協定書 (案) について

(5) その他

- ・ 合併調印式について
- ・ 今後のスケジュールについて
- ・ 住民説明会について

3 . 閉 会

目 次

報告事項

- ・事務局報告 1 頁 -ジ
- ・幹事会報告 2 頁 -ジ

議決事項

- ・議案第 1 1 号 平成 1 5 年度上島合併協議会補正予算（第 2 号）
について 3 頁 -ジ

協議事項

- ・協議項目第 2 2 号 合併協定書（案）について14 頁 -ジ

その他

- ・合併調印式について40 頁 -ジ
- ・今後のスケジュールについて44 頁 -ジ
- ・住民説明会について45 頁 -ジ

上島合併協議会事務局報告

(1) 補正予算案の作成について

事務局において、平成 1 5 年度補正予算案 (第 2 号) の調整を行い、幹事会へ提出した。

(2) 合併調印式等の準備について

幹事会を開催し、合併協定書案の作成や合併調印式の実施方法等について、協議及び準備を行った。

(3) 各種打合わせについて

- 電算システムの統合に関する打ち合わせ会
各分科会の担当職員による協議・検討

第 1 7 回上島合併協議会幹事会報告

1 . 日 時 平成 1 6 年 2 月 5 日 (木) 9 : 1 0 ~ 1 7 : 1 0

2 . 場 所 弓削町総合庁舎 3 階第 1 会議室

3 . 出席者 幹事 8 名 事務局 5 名 計 1 3 名
今治地方局総務調整課 1 名

4 . 議 事 (1) 第 1 1 回協議会について

* 第 1 1 回協議会に次の事項を提案することを決定した。

【報告事項】

1) 事務局報告について

○ 第 1 0 回協議会以後の事務局活動について報告する。

2) 幹事会報告について

○ 第 1 7 回の幹事会について報告する。

【議決事項】

1) 議案第 1 1 号 平成 1 5 年上島合併協議会補正予算 (第 2 号) について

【協議事項】

1) 合併協定書 (案) について

【その他】

1) 合併調印式について

2 月 2 6 日予定の調印式について内容説明。

2) 今後のスケジュールについて

3) 住民説明会について

2 月 1 4 日、1 5 日の 2 日間、各町村で実施する。

(2) その他

1) 組織・機構について

新町の行政組織について、協議会で確認済の調整方針に基づき、
原案を作成し協議した。

議案第 11 号

平成 15 年度上島合併協議会補正予算（第 2 号）について

上島合併協議会の平成 15 年度歳入歳出補正予算を次のとおり提出する。

平成 16 年 2 月 12 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

平成 1 5 年度 上島合併協議会補正予算（第 2 号）

- 1 . 補正予算総則
- 2 . 歳入歳出予算補正
- 3 . 補正予算に関する説明書
- (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

平成 1 5 年度 上島合併協議会補正予算（第 2 号）

平成 1 5 年度上島合併協議会の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 , 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 , 7 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 1 6 年 2 月 1 2 日提出

上島合併協議会
会 長 木 下 良 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 負担金		17,200	5,000	22,200
	1 負担金	17,200	5,000	22,200
2 県支出金		4,000	1,600	2,400
	2 県補助金	4,000	1,600	2,400
4 諸収入		2	2,100	2,102
	2 雑入	1	2,100	2,101
歳入合計		23,200	5,500	28,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 運営費		10,348	1,460	11,808
	1 会議費	4,374	1,360	5,734
	2 事務費	5,974	100	6,074
2 事業費		12,804	4,040	16,844
	1 事業推進費	12,765	4,040	16,805
歳出合計		23,200	5,500	28,700

補正予算に関する説明書

1．歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

歳入歳出補正予算事項別明細書

１．総 括

（歳 入）

（単位：千円）

款	補正前予算額	補正予算額	計
１ 負 担 金	１７，２００	５，０００	２２，２００
２ 県補助金	４，０００	１，６００	２，４００
４ 諸 収 入	２	２，１００	２，１０２
歳 入 合 計	２３，２００	５，５００	２８，７００

（歳 出）

（単位：千円）

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	その他特財	
１ 運 営 費	１０，３４８	１，４６０	１１，８０８	１，３６０	１００	０
２ 事 業 費	１２，８０４	４，０４０	１６，８４４	２，０４０	２，０００	０
歳 出 合 計	２３，２００	５，５００	２８，７００	３，４００	２，１００	０

2. 歳 入

(1 款) 負 担 金

(1 項) 負 担 金

(単位 : 千円)

目	補正前額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負 担 金	17,200	5,000	22,200	1 負担金	5,000	合併準備補助金 (魚島村分)
計	17,200	5,000	22,200			

(2 款) 県支出金

(1 項) 県補助金

(単位 : 千円)

目	補正前額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 県補助金	4,000	1,600	2,400	1 県補助金	1,600	合併協議会運営費補助金
計	4,000	1,600	2,400		1,600	

(4 款) 諸 収 入

(2 項) 雑 入

(単位 : 千円)

目	補正前額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑 入	1	2,100	2,101	1 雑 入	2,100	平成 1 5 年度市町村合併に伴う広域的なまちづくりの検討調査費
計	1	2,100	2,101			

3. 歳 出

(1 款) 運営費

(1 項) 会議費

(単位 : 千円)

目	補正前額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	そ の 他 特 財				
1 会議費	4,374	1,360	5,734	1,360	0	0	9 旅 費	100	費用弁償
							1 1 需用費	1,100	コピー用紙他 700 調印式祝賀会 400
							1 4 使用料 及び賃 借料	160	調印式用 船舶借上料
計	4,374	1,360	5,734	1,360	0	0			

(1 款) 運営費

(2 項) 事務費

(単位 : 千円)

目	補正前額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他特財				
1 事務費	5,974	100	6,074	0	100	0	1 1 需用費	100	広域まちづくり消 耗品他
計	5,974	100	6,074	0	100	0			

(2 款) 事業費

(1 項) 事業推進費

(単位 : 千円)

目	補正前額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他特財				
1 事 業 推進費	12,765	4,040	16,805	2,040	2,000	0	9 旅費	90	普通旅費
							1 1 需用費	1,950	建設計画、協定書増 刷他
							1 3 委託料	2,000	平成 1 5 年度市町 村合併に伴う広域 まちづくりの調査 委託
計	12,765	4,040	16,805	2,040	2,000	0			

協議項目第 2 2 号

合併協定書（案）について

合併協定書（案）について、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 1 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

(案)

合併協定書

平成 1 6 年 2 月 2 6 日

弓	削	町
生	名	村
岩	城	村
魚	島	村

合 併 協 定 書

1 合併の方式

弓削町、生名村、岩城村及び魚島村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

平成16年10月1日の合併を目標とする。

3 新町の名称

新町の名称は、「上島町」とする。

4 事務所の位置

総合支所方式とする。

管理・事務局部門を置く総合支所は弓削町とする。

本庁方式に移行する際は、新町において検討する。

また、今後の公共施設整備については、均衡ある発展に配慮する。

5 財産の取扱い

4ヶ町村の所有する財産は、すべて新町に引き継ぐものとする。

6 地方税の取扱い

- 1 . 個人町民税は、現行のとおり標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。
ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
- 2 . 法人町民税は、現行のとおりとする。
- 3 . 固定資産税は、現行のとおり標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。
ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
- 4 . 軽自動車税は、弓削町、生名村の例により標準税率とする。納期については、弓削町、生名村、岩城村の例による。
ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
- 5 . 町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税は、現行のとおりとする。

7 一般職の身分の取扱い

- 1 . 4ヶ町村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- 2 . 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 . 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図るものとする。
- 4 . 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図るものとする。
- 5 . 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障するとともに、適正な水準の確保に努めるものとする。

8 町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて

合併特例法は適用しない。

新町の議会議員の定数は、18名とする。

設置選挙に限り、旧町村の区域に1選挙区を設ける。

各選挙区の定数は、次のとおりとする。

弓削選挙区7名、生名選挙区4名、岩城選挙区5名、魚島選挙区2名

ただし、設置選挙以後の選挙において、魚島村の議員1名を確保できる方法については別途考慮する。

9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

合併特例法は適用しない。

選挙による委員の定数は、12名とする。

10 地域審議会の設置

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を、新町において設置する。

地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する事項」のとおりとする。

「地域審議会の設置に関する事項」

(設置)

第1条 合併後の上島町に、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

名 称	設 置 区 域
弓削地区地域審議会	合併前の弓削町の区域
生名地区地域審議会	合併前の生名村の区域
岩城地区地域審議会	合併前の岩城村の区域
魚島地区地域審議会	合併前の魚島村の区域

（設置期間）

第 2 条 審議会の設置期間は、上島町設置の日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。

（所掌事務）

第 3 条 審議会は、設置区域ごとに、当該区域に係る次の各号に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- （ 1 ） 新町建設計画の変更に関する事項
- （ 2 ） 新町建設計画の執行状況に関する事項
- （ 3 ） その他町長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

（組織）

第 4 条 審議会は、設置区域ごとに委員 5 名以内で組織する。

（委員）

第 5 条 委員は、当該審議会の設置区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 公共的団体の役職員

(2) 学識経験を有する者

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 7 条 審議会ごとに会長及び副会長を置き、当該審議会の委員の互選により定める。

2 会長は、その者の属する審議会の会務を総理し、当該審議会を代表する。

3 副会長は、その者の属する審議会の会長を補佐し、当該会長に事故あるときは、又は当該会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ当該審議会の会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は町長が招集する。

2 会議は、当該審議会の委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会長は、当該審議会の会議の議長となる。

4 議事は、当該審議会の出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、各総合支所の企画を担当する課において処理する。

(雑則)

第10条 この事項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

11 新町建設計画

新町建設計画を別添のとおり定める。

12 特別職の身分の取扱い

特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- (1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。給料の額は、4ヶ町村長が別に協議調整する。
- (2) 議会の議員の報酬額については、4ヶ町村長が別に協議調整する。
- (3) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (4) 農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。
- (5) その他の特別職の職員については、4ヶ町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合し、1町村ないし3町村に設置されているものについては、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は、現行の制度をもとに

調整する。

- (6) 新町の職務執行者については、合併までに 4 ヶ町村の長が別に協議して定めるものとする。

13 条例・規則の取扱い

条例・規則の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により調整するものとする。

- (1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの
- (4) 失効するもの

14 機構及び組織について

新町の機構及び組織については、次の整備方針に基づき整備するものとする。

- (1) 住民サービスが低下しないよう配慮した機構・組織
- (2) 住民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織
- (3) 行政課題や緊急時に即応できる機構・組織
- (4) 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織
- (5) 簡素で効率的な機構・組織

15 一部事務組合の取扱い

- 1 . 愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもっ

て脱退し、新町において合併の日に加加入するものとする。

2. 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加加入するものとする。
3. 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加加入するものとする。
4. 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加加入するものとする。
5. 愛媛県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加加入するものとする。
6. 今治地区広域行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加加入するものとする。
7. 上島地区衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。
8. 上島上水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。
9. 越智郡老人ホーム組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち特別養護老人ホーム「海光園」に係る事務については、新町において行うものとする。

なお、当該組合のうち特別養護老人ホーム「海光園」の事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。

10. 越智郡島部消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち4ヶ町村に係る消防事務については、新町において行うものとする。

なお、当該組合のうち4ヶ町村の消防事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。

16 使用料・手数料の取扱い

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。

手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。

17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- (1) 4ヶ町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 4ヶ町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- (3) 4ヶ町村に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- (4) 4ヶ町村それぞれ独自の団体は、原則として現行のとおりとする。

18 行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、新町において統一した連絡調整機能を持った組織となるよう統合又は再編に努めるものとする。ただし、報酬等については、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。

19 町字名の取扱い

4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承する。ただし、弓削町大字上弓削字百貫については、「弓削百貫」とする。

20 慣行の取扱い

- 1 . 町章、町の木、町の花等の象徴的事項については、新町において調整する。
- 2 . 町民憲章及び町の宣言については、新町において調整する。
- 3 . 表彰、名誉町民、慣行行事等については、4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。

21 その他（各種事務事業の取扱い）

21 - 1 第3セクター

株式会社いきなスポレク及び株式会社いわぎ物産センターについては、当面現行のとおりとする。

21 - 2 補助金、交付金等

4ヶ町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯・実情等に配慮し、新町においてその必要性・公平性などの観点から内容を検討し調整するものとする。

21 - 3 国民健康保険事業

- 1 . 保険税率及び納期については、国民健康保険事業の健全で円滑

な運営を確保することができるよう統一を図るものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。

- 2 . 軽減割合については、7割・5割・2割軽減を適用する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
- 3 . 保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、弓削町、生名村の例による。
- 4 . 保健事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、相違あるものは調整し統一する。
- 5 . 国民健康保険運営協議会は、新町において新たに設置する。

21 - 4 介護保険事業

- 1 . 保険料については、第3期介護保険事業計画に基づき再算定し、運用開始の平成18年度賦課から統一する。ただし、合併する年度及び翌年度については、旧町村の例による。
- 2 . 納期（普通徴収）については、弓削町、魚島村の例による。
- 3 . 介護保険運営協議会及び介護認定審査会については、新町において新たに設置する。

21 - 5 消防団

消防団は、合併時に統合する。なお、組織編成については、適正な組織体制になるよう調整する。

21 - 6 電算システム事業

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう合

併時にシステム統合を図るものとする。ただし、単独処理システムについては、新町において調整する。

21 - 7 広報広聴関係事業

- 1 . 広報紙については、合併時に統合し、毎月 1 日発行とする。配布方法については、当面現行のとおりとする。
- 2 . ホームページについては、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。
- 3 . 防災行政無線については、当面現行のとおりとする。
- 4 . 広聴関係業務については、合併時に調整し、引き続き情報の収集に努めるものとする。

21 - 8 交通関係事業

- 1 . 新町において、交通安全推進協議会を設置するとともに、交通安全計画を策定する。
- 2 . 公共交通機関については、当面現行のとおりとする。
- 3 . 交通災害共済制度については、新町においても引き続き実施する。
- 4 . チャイルドシート関係事業については、合併時に廃止する。

21 - 9 窓口業務

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。

21 - 10 障害者福祉事業

- 1 . 新町において、障害者計画を策定し、住民福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとする。
- 2 . 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。
- 3 . 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。

21 - 11 高齢者福祉事業

- 1 . 新町において、高齢者福祉計画を策定し、高齢者福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとする。
- 2 . 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。
- 3 . 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。

21 - 12 児童福祉事業

- 1 . 児童育成計画については、現行の計画及び地域の実情を考慮し、新町において新たに策定するものとする。
- 2 . 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。
- 3 . 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。
- 4 . 保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。
ただし、合併する年度は、旧町村の例による。

21 - 13 その他の福祉事業

その他福祉事業については、これまでの実績を尊重し、新町全域の均衡に配慮して調整するものとする。

21 - 14 保健関係事業

- 1 . 4ヶ町村の保健センターは、地域の保健拠点として、それぞれ現行のとおり運営するものとする。
- 2 . 母子保健、老成人保健、その他保健事業については、現行のサービス水準の維持と地域間の均衡に留意しつつ、新町において調整するものとする。
- 3 . 健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施するものとする。
- 4 . 予防接種事業については、統一実施するよう合併時に調整するものとする。
- 5 . 健康づくり組織については、新町において調整するものとする。

21 - 15 診療所

診療所業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

21 - 16 環境衛生関係事業

- 1 . ごみ分別・収集及びごみ処理に関する諸制度については、当面現行のとおりとし、新町において事業の一元化に向け見直しを行うものとする。
- 2 . ごみ処理に関する施設については、現行のとおり新町に引き継

ぐものとする。

- 3 . 畜犬業務等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 . 火葬場業務については、当面現行のとおりとし、新町において業務の一元化に向け見直しを行うものとする。

21 - 17 上・下水道事業

1 . 上水道事業

上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

2 . 下水道事業

- (1) 下水道事業については、現行のとおり引き継ぐものとし、新町において全体計画の見直しを行うものとする。
- (2) 受益者負担金、下水道使用料等については、当面現行のとおりとし、新町において統一するよう調整するものとする。
- (3) 下水道施設改修資金融資あっせん及び利子補給制度については、合併時に廃止する。

21 - 18 農林水産関係事業

- 1 . 農林水産振興事業について、同一又は類似する事業はその振興を図るため、統合又は再編を基本に、また、基盤整備、団体育成事業については、継続を基本に次の区分により調整する。
 - (1) 国又は県の補助事業及び継続事業については、新町におい

ても引き続き実施する方向で調整する。

(2) 各町村の単独事業については、合併時に調整する。

- 2 . 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- 3 . 農林水産業の振興に関する各種計画については、新町において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 4 . その他の農林水産関係事務及び事業については、次の区分により調整する。
 - (1) 現行のとおり新町に引き継ぐもの
 - (2) 合併時に調整するもの
 - (3) 新町において調整するもの

21 - 19 商工・観光関係事業

- 1 . 商工会及び観光協会については、統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。
- 2 . 中小企業利子補給制度については、岩城村の例を基本に調整するものとする。
- 3 . 観光関連施設及び観光イベントについては、当面現行のとおりとし、新町においてそれぞれの実情を尊重し調整するものとする。

21 - 20 建設関係事業

- 1 . 建設関係事業については、新町建設計画に基づき計画的に実施するものとし、継続事業については、引き続き実施するものとする。

- 2 . 道路、港湾、漁港関係等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、維持管理については、合併時に統一する方向で調整するものとする。
- 3 . 町村営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、引き続き適正な維持管理に努めるとともに、住宅供給の推進を図るものとする。

21 - 21 学校教育事業

- 1 . 公立幼稚園、公立小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、公立幼稚園の存続については、新町において検討する。
- 2 . 就学援助については、国の交付要綱に従い新町においても実施するものとする。
- 3 . 学校給食については、当面現行のとおりとする。
- 4 . 通学区域及びスクールバス運行については、現行のとおりとする。
- 5 . 英語指導助手については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 6 . 奨学金貸付事業については、岩城村の例を基本に全域実施するものとする。

21 - 22 社会教育事業

- 1 . 公民館の所管区域については、現行のとおりとする。
- 2 . 社会教育委員、公民館運営審議会、体育指導委員、文化財保護審議会については、新町において新たに設置するものとする。

- 3 . 社会教育関係事業、各種講座、各種スポーツ大会については、当面現行のとおりとし、新町においてそれぞれの実情を踏まえて一元化を含め検討調整するものとする。
- 4 . 人権教育・啓発については、それぞれの実情を考慮し、新町においても引き続き推進するものとする。
- 5 . 各社会教育関係団体については、当面現行のとおりとし、速やかに連合組織等、統合する方向で調整に努めるものとする。
- 6 . 社会体育施設については、現行のとおりとし、新町においても引き続き適切な管理運営に努めるものとする。
- 7 . 指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

21 - 23 指定金融機関

株式会社愛媛銀行弓削支店とする。

調 印 書

弓削町、生名村、岩城村及び魚島村は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第３条第１項の規定に基づく上島合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成１６年２月２６日

弓 削 町 長

生 名 村 長

岩 城 村 長

魚 島 村 長

立 会 人

愛媛県知事

今治地方局

合併協議会委員

(今 治 地 方 局 長)

弓 削 町

合併協議会委員

(弓 削 町 議 会 議 長)

合併協議会委員

(弓 削 町 議 会 議 員)

合併協議会委員

(弓 削 町 助 役)

合併協議会委員

(弓 削 町 学 識 経 験 者)

合併協議会委員

(弓削町学識経験者)

合併協議会委員

(弓削町学識経験者)

生 名 村

合併協議会委員

(生 名 村 議 会 議 長)

合併協議会委員

(生 名 村 議 会 議 員)

合併協議会委員

(生 名 村 助 役)

合併協議会委員

(生 名 村 学 識 経 験 者)

合併協議会委員

(生 名 村 学 識 経 験 者)

合併協議会委員

(生 名 村 学 識 経 験 者)

岩 城 村

合併協議会委員

(岩 城 村 議 会 議 長)

合併協議会委員

(岩 城 村 議 会 議 員)

合併協議会委員

(岩 城 村 助 役)

合併協議会委員

(岩 城 村 学 識 経 験 者)

合併協議会委員

(岩 城 村 学 識 経 験 者)

合併協議会委員

(岩 城 村 学 識 経 験 者)

魚 島 村

合併協議会委員

(魚 島 村 議 会 議 長)

合併協議会委員

(魚 島 村 議 会 議 員)

合併協議会委員

(魚 島 村 助 役)

合併協議会委員

(魚 島 村 学 識 経 験 者)

合併協議会委員

(魚 島 村 学 識 経 験 者)

合併協議会委員

(魚 島 村 学 識 経 験 者)

(案)

弓削町・生名村・岩城村・魚島村 合併協定調印式次第

日 時 平成 16 年 2 月 26 日(木)15:00 ~ 16:00

場 所 弓削町老人福祉センター

1 . 開式の辞

上島合併協議会副会長 田尾 紀 (生名村長)

2 . 会長あいさつ

上島合併協議会長 木下 良一 (弓削町長)

3 . 合併経過報告

上島合併協議会副会長 稲本 一 (岩城村長)

4 . 合併協定書調印

(1) 合併協定書説明

(2) 4ヶ町村長署名及び押印

(3) 立会人署名 (愛媛県知事)

(4) 立会人署名 (合併協議会委員)

5 . 来賓祝辞

愛媛県知事 加戸 守行

愛媛県議会議長 中畑 保一

6 . 閉式の辞

上島合併協議会副会長 佐伯 眞登 (魚島村長)

式典終了後写真撮影

今後のスケジュールについて

月 日	事 項
平成16年	
2月14日(土)	住民説明会 魚島村 10:00 ~ 魚島村開発センター 弓削町 14:30 ~ 弓削町中央公民館
2月15日(日)	住民説明会 生名村 10:00 ~ 生名島開発センター 岩城村 14:30 ~ 岩城村生活文化センター
2月26日(木)	合併協定調印式
3月初旬	各町村議会による合併議案の議決 (議会議員の定数、地域審議会の設置、財産処分、廃置分合)
3月中旬	
4月初旬	愛媛県知事への廃置分合の申請
5月下旬	県議会による議決
6月中旬	
7月	愛媛県知事による合併の決定 愛媛県知事による総務大臣への届出
8月中旬	総務大臣による告示(合併の効力発生)
9月初旬	
10月1日	合併